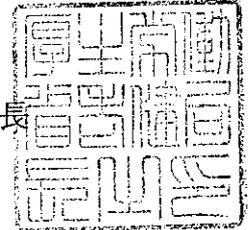


老発第0901002号
平成20年 9月 1日



都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について

「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成20年厚生労働省令第137号）が公布され、本日から施行されることとなったことに伴い、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発第307号 厚生省老人保健福祉局長通知）」等の一部を別紙のとおり改正し、本日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村（政令指定都市を含む。）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、今回の改正は、事務手続の重複等につき、介護従事者の負担軽減等の観点から見直しを行うものであり、適切なサービスの提供の確保のために必要な研修等の事務については、今後とも従前どおり適切な運用を図られたい。

記

- 1 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発第307号 厚生省老人保健福祉局長通知）の一部改正
別紙1のとおり改正する。
- 2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号 厚生省老人保健福祉局長通知）の一部改正
別紙2のとおり改正する。
- 3 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成20年5月30日老発第0530002号 厚生労働省老健局長通知）の一部改正
別紙3のとおり改正する。

○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発第307号 厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>第一～第四（略） 第五 処遇に関する事項 1～9（略） 10 衛生管理等（基準第24条） (1)（略） (2) 基準第24条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱とすること。 ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）であり、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。 <u>感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</u> なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、<u>基準第29条第1項第3号に規定する事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</u> また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ②～④（略） 11～15（略）</p>	<p>第一～第四（略） 第五 処遇に関する事項 1～9（略） 10 衛生管理等（基準第24条） (1)（略） (2) 基準省令第24条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱とすること。 ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）であり、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。 なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、<u>感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</u> また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ②～④（略） 11～15（略）</p>

○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号 厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>第一～第三（略）</p> <p>第四 処遇に関する基準</p> <p>1～11（略）</p> <p>12 衛生管理等</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 基準第26条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。</p> <p>① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。<u>感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に関催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</u></p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、<u>基準第31条第1項第3号に規定する事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。</u>感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>②～④（略）</p> <p>13～16（略）</p> <p>17 事故発生の防止及び発生時の対応（基準第31条）</p>	<p>第一～第三（略）</p> <p>第四 処遇に関する基準</p> <p>1～11（略）</p> <p>12 衛生管理等</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 基準第26条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。</p> <p>① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、<u>感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</u></p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>②～④（略）</p> <p>13～16（略）</p> <p>17 事故発生の防止及び発生時の対応（基準第31条）</p>

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会 (第1項第3号) (略)</p> <p>なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、<u>感染対策委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が事故防止検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。</u></p> <p>また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第五～第九 (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会 (第1項第3号) (略)</p> <p>なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、<u>責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。</u></p> <p>また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第五～第九 (略)</p>
---	---

○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成20年5月30日老発第0530002号 厚生労働省老健局長通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 サービスの提供に関する事項</p> <p>1～10 (略)</p> <p>1.1 衛生管理等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。</p> <p>ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>基準第26条第2項第1号に規定する委員会（以下「感染対策委員会」という。）は、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、介護職員、栄養士、生活相談員、施設外の感染管理等の専門家など）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。<u>感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</u></p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、<u>基準第33条第1項第3号に規定する事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。</u></p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>1.2～1.5 (略)</p> <p>1.6 事故発生の防止及び発生時の対応</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会</p>	<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 サービスの提供に関する事項</p> <p>1～10 (略)</p> <p>1.1 衛生管理等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。</p> <p>ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>基準第26条第2項第1号に規定する委員会（以下「感染対策委員会」という。）は、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、介護職員、栄養士、生活相談員、施設外の感染管理等の専門家など）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要である。</p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>1.2～1.5 (略)</p> <p>1.6 事故発生の防止及び発生時の対応</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会</p>

<p>(略)</p> <p>なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、<u>感染対策委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が事故防止検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。</u></p> <p>また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第6～第8 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、<u>責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。</u></p> <p>また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第6～第8 (略)</p>
--	--